

令和 7 年第 5 回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

招 集 期 日		令和7年5月22日 午後3時			場 所	市役所第二庁舎市民ギャラリー			
開 閉 日 時 及び宣告者		令和7年5月22日 午後3時			開会	宣告者	金子 廣志		
		令和7年5月22日 午後3時50分			閉会	宣告者	金子 廣志		
教育長		金子 廣志							
委 員	議席番号	氏 名		出・欠	議席番号	氏 名		出・欠	
	1	小 泉 哲 也		×	2	宮 瀧 交 二		○	
	3	森 家 明 味		×	4	児 玉 裕 子		○	
出 席 職 員	①教育総務部長		○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長		○	③教育総務課長		○
	④中央公民館長		○	⑤中央図書館長		○	⑥歴史民俗資料館長		○
	⑦学校教育部長		○	⑧学校教育部副部長兼教育支援課長		○	⑨学務課長		○
	⑩教育相談センター室長		○						
	事務局 教育総務課副課長 生田目、教育総務課主事 野口								
会議事件名		発 言 者		発 言 の 要 旨					
開会		教育長		令和7年第5回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後3時					
会議録承認		教育長		令和7年第4回新座市教育委員会定例会の会議録の承認について質疑はあるか。					
		各委員 教育長		承認 令和7年第4回新座市教育委員会定例会の会議録は承認された。					
議案第17号		教育長		議案第17号「新座市立栄公民館長寿命化改修工事請負契約の締結について」を中央公民館長から説明願う。					
		中央公民館長		議案第17号「新座市立栄公民館長寿命化改修工事請負契約の締結について」、予定価格が1億5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決に付す必要が生じることから、これを市長宛てに申し出ることの承認をいただくものである。					
				本日、仮契約が交わされ、大木工業株式会社が相手方となった。栄公民館の長寿命化改修工事については、施設の老朽化対策として長寿命化改修工事を行うため、請負契約を締結するものである。					
				工事の概要等については、添付資料のとおりである。本契約が整ったら、6月21日に予定をしている備品等の搬出作業の後、工事に着手し、本年度末までに完了する予定である。					
		教育長		議案第17号について、質疑はあるか。					
		中央公民館長		栄公民館は4月1日からは閉館になっているのか。					
		教育長		そのとおりである。					
				いつまで閉館するのか。					

議案第18号	中央公民館長 教育長 中央公民館長	閉館期間は、令和8年4月30日までの予定である。 中の荷物については、どのようになっているのか。 6月21日に栄公民館の備品を八石小学校の教室に一時的に搬入させていただく。そちらで工事が終わるまで保管していただき、工事が終わったら、また搬出させていただくという段取りになっている。 他に質疑はあるか。 今回の改修工事は老朽化ではない部分、例えばインターネットのWi-Fi環境の改善やパソコンを使用する利用者の増加に対応できるようコンセントを増やしたり、充電できる体制にする等、改善のための工事は含まれていないのか。せっかくの機会なので、要望が出ているところについては、改善できればと思う。栄公民館に限らず、ほかのところも含めどのような状況か。 目的に応じた環境づくりについて、特に電源等の配慮がなされているかどうかという質問である。 添付資料の工事請負契約の締結に関する参考資料の工事概要というページを御覧いただきたい。こちらの3番の工事内容に大まかな工事の概要を掲げさせていただいている。
	教育長 委員	（1）の老朽化対策工事は屋上防水、外壁の塗替え等である。委員から御質問いただいた設備の改善については、（2）の機能改善工事に含まれる。全館に無線LANを設置するほか、軽体育室の防音化や音響設備を設置する。2階の研修室については部屋自体を少しロビーのほうまで伸ばして拡大させる。調理実習室はアイランドキッチン化する。そのほか、例えばコンセントの配置や照明についても改修していく予定である。
	教育長 中央公民館長	蛍光灯はLEDか。 そうである。 他に質疑はあるか。なければ議案第17号を承認としてよいか。
	各委員 教育長	承認 議案第17号を承認する。
	中央図書館長	続いて、議案第18号「新座市立図書館協議会委員の委嘱について」を中央図書館館長から説明願う。 図書館協議会委員については、新座市立図書館条例第13条の規定により、委員定数10名、任期を2年とし、隔年で7月に改選を行っている。選任に当たっては、学校教育関係者3名、社会教育関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者3名をバランスを考慮して選出している。 今回の改選では3名の退任があったことから、学識経験者の区分から1名、学校教育関係者の区分から1名、社会教育関係者の区分から1名、計3名を新規に認定す

専決処分	教育長	るものである。 資料の１番から７番の方が再任、８番から９番の方が新任である。 議案第１８号について質疑はあるか。 委員については各団体から代表で選出されている方もいるのか。例えば、１０番の中島豊氏は学校代表か。 そうである。学校教育関係者の区分からの選出である。 校長が交代した場合は代わるということか。 そうである。教育支援課等から推薦をいただいている。 ほかの団体からも推薦で上がってきている人がいると思うが、その場合はどうなるのか。 充て職になっている。 つまり、会長が交代すれば代わるということか。１番の大宮明子氏は、婦人会連合会からの選出か 社会教育関係者の区分で公民館運営審議会からの選出である。 他に質疑はあるか。なければ議案第１８号を承認としてよいか。 承認 議案第１８号を承認する。
	中央図書館長 教育長 中央図書館長 教育長	
	中央図書館長 教育長	
	中央図書館長	
	教育長	
	各委員 教育長	
	教育長	専決処分「新座市公民館運営審議会委員の委嘱について」を中央公民館長から説明願う。 新座市公民館運営審議会委員について、新座市立公民館条例第１９条第２項の学校教育関係者として新たに新座市立八石小学校の川南真一校長に委嘱するものである。任期は、同条例第１９条第４項の規定により、前任者の残任期間である令和８年４月３０日までとなる。 本件について、質疑等はあるか。 なし。
	中央公民館長	
	教育長 各委員	
	教育長	続いて、専決処分「新座市立学校運営協議会委員の委嘱について」を学務課長から説明願う。 新座市立学校運営協議会委員の委嘱については、新たに現ＰＴＡ副会長の方を委員に加えるものである。任期は令和８年度末までの１年間である。次回の定例教育委員会で市内各校の学校運営協議会委員の名簿一覧をお示しする予定である。 本件について質疑等あるか。 ＰＴＡから学校運営協議会委員を選出しているが、ＰＴＡ組織がなくなった場合はどうするかということについて、どのように考えているか。 必ずしもＰＴＡの役員に委嘱しなければいけないということではないので、元役員の方等も委嘱されている。 個人として委嘱することになるということか そうである。
	学務課長	
	教育長 学務課長	

諸報告	教育長 各委員	他に質疑等はあるか。 なし。
	教育総務課長	3件の報告をする。 ① フィルハーモニーコア新座から申請があったフィルハーモニーコア新座演奏会を始めとして4件の事業に対して、名義後援を承認した。 ② 指定管理者の自主事業に係る名義後援について、令和7年度に実施する指定管理者の自主事業のうち名義後援を承認したものは配付資料のとおりである。株式会社ケイミックスパブリックビジネスが市民会館で行う自主事業のうち14件、また株式会社セイウンがふるさと新座館ホールで行う自主事業のうち6件について承認した。 ③ 新座市小・中学校適正配置等検討会議の進捗について、前回の定例会で教育委員会による新座市小・中学校適正配置検討会議の設置が決定したことを報告した。配布資料のとおり、第1回検討会議は5月2日に開催され、この後、5月13日に第2回目、5月19日に第3回目を開催した。会議では、現状の校舎長寿命化計画の進捗状況と今後の見通し、今後検討する内容、報告書のまとめ方などを確認した。各委員からは、それぞれの分野から専門的な意見も出され、義務教育学校、小中学校の、小中一貫教育の可能性、教育条件の改善を観点とした学校の適正規模、近年の特別支援学級の増加傾向、不登校児童生徒に対する相談室の必要性など今抱えている課題が話し合われた。 次回の教育委員会定例会では、市内小中学校適正規模、適正配置や教育方針の方向性について審議、進捗状況を報告する予定である。 また、26日の全員協議会では、本検討会議の設置について議員に説明を行う予定である。
	教育長	教育総務課から2件報告があったが、本件について質疑等はあるか。 後援について承認の基準はどのようなになっているのか説明願いたい。
	教育総務課長	新座市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱に沿って承認している。主催者の基準としては、地方公共団体や学校及び学校の連合会、新座市の補助金等を交付をしている団体、教育委員会が管轄、監理する施設の指定管理者、その他教育委員会が認めるものとしている。 事業の内容については、教育、学術、文化またはスポーツの向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。もう一つは、主として新座市民を対象とした事業または新座市民に密接な関係のある事業、教育委員会の方針及び施策に反しないもの、教育施設を指定管理者が申出に係る施設において行う自主事業であること

	教育長 教育総務課長 教育長	が基準となっている。 公益性という観点で見たときに、後援した団体が事業を行って終了した後の収支報告は求めているのか。提出していただいている。 教育委員会が後援をした団体による金銭トラブルが報道されており、先日の教育長会議で、そのことが話題になった。複数の市でトラブルとなっており、教育委員会が後援しているのだから教育委員会が責任を取るべきではないかというようなことを言われた市もあるようである。十分注意をして後援を承認するようお願いする。
	学務課長	令和7年5月1日現在、児童生徒数について報告する。前回の教育委員会定例会で4月1日現在児童生徒数を報告したが、その後、転出入による変動があった。小学生8,288名で4月1日から2名の増、中学生は4,153名で1名の増、全体の合計は1万2,441名となり、4月1日から3名の増となった。
	教育長	本件について、質疑等はあるか。 埼玉県北部は児童数が減少しているようであるが、新座市の場合はほぼ横ばいというふうに見ていいのか。
	学務課長	微減の状況である。
	教育支援課長	2件の報告をする。 ① 令和7年度の修学旅行、林間学校の日程について、修学旅行については、本日までに第三中学校が無事全ての日程を終えた。また、昨日出発した第五中学校が、本日帰校する予定である。そのほか1学期中の実施を予定しているのは、小学校12校、中学校5校である。残りの小学校4校については、いずれも9月の実施を予定している。 小学校の林間学校については、新堀小学校が1学期中の実施、栄小学校が9月の実施を予定している。その他の小学校については、いずれも夏季休業期間中に実施をする予定である。日程については、片山小学校が2泊3日、その他の学校は1泊2日で実施をする。 中学校のスキー林間については、6校とも2泊3日の日程で、1月中の実施を予定している。 ② 令和7年度の小学校運動会、中学校体育祭の日程について報告する。今年度の実施予定については、資料のとおりである。5月に実施する学校については、案内のタイミングをうまく調整することができず申し訳なかった。秋に実施する学校の案内については、時期が近づいたら相談させていただきたい。
	教育長 委員	教育支援課から2件報告があったが、本件について質疑等はあるか。 バス代が高騰しているようである。修学旅行、林間学

		校ともにバスを利用すると思うが、規模の小さい学校は2校合同で行くという地域もあるようである。 また、中学校が行く京都は外国からの観光客が多く、バスがなかなか手配できないと聞いている。 このようなことから費用が上がっているようであるがいかがか。 学校の合同での実施については、現在のところ計画していないが、見積りのときの金額と実施の段階になっての金額が変わってしまうことがあると学校から報告を受けている。その点については、仕様書の段階で金額の補償について確認ができるよう仕様書を変更して工夫していきたい。
教育支援課長		京都市内はバスで回るのか。 グループ行動になることが多く、タクシーを利用している。 タクシーも渋滞しているようである。
教育長 教育支援課長		中学校のスキー林間については、以前は夏休みにキャンプをするのが通常の林間学校だった。スキーブームの影響もあって徐々にスキー林間になっていったわけだが、経費のかかり方が非常に大きいのではないかと思います。
委員 教育長		例えば、バンガローやテント、あるいは少年自然の家や県の施設を使って夏季に泊まりがけで出かけるのとは違い、雪の中に宿泊するため防寒具も必要になってくるし、スキーだと道具も当然必要になってきて、かなりの金額が保護者負担になってくると思う。このままでいいのかどうか校長会に働きかける必要があるのではないかと思います。今、スキー林間はいくらくらいかかっているのか。
教育支援課長		正確な金額が手元にないが、修学旅行でいうと6万円台の見積りで契約したところが、実際は8万円くらいの集金になる状況が発生しており、林間学校についても同じくバス代等がかなり上がっているのではないかと予想される。林間学校の目的を今一度確かめながら、また今行っている目的、効果などについても改めて整理していきたい。
教育長		これまで林間学校の補助金を小学校は2,000円、中学校は4,500円各家庭に出していたが、予算上の都合で今年はなくなってしまう。かかったお金すべてが保護者負担になる。スキーだと1回しか行かない家庭も結構多いと思うが、用意しなければいけないものがたくさんある。レンタルで対応できるものもあるが、個人が用意しなければいけないものがあり、保護者の負担になっている。今後、もう少し簡素にできるようなものにならないかなと感じている。校長会とも考えていければと思う。
教育相談セン		3件の報告をする。

ター室長	① 令和6年度長期欠席児童生徒調査についてである。小学校では長欠児童は272名で、前年比3名の増加、中学校では279名で前年比14名減となっている。内訳を見ると小中学校ともに不登校が最も多くなっているが、小学校は不登校が昨年度より26名減少、159名、次いで病気が27人増加の74名、その他が39名となっている。 中学校については、不登校は昨年度より11名減少の230名、次いで病気が5名減少の31名、その他が2名増加の18名となっている。 不登校が小中学校ともに減っていることについては、学びの場を広めていく意識が広がっていることと、病気限定、病気の欠席として認知していることが増えてきていることが背景にあると考えられる。不登校の背景には、本人に係る状況が最も多く、ゲームやネット依存からの昼夜逆転生活による生活の乱れや、無気力、対人や集団生活に対する不安などが挙げられる。 中学生に関しては学力不振からの進路への不安、友達関係のトラブル等が挙げられる。また、起立性調節障害等が増えている。病気の内容を見ると、学習についていけない、友達とうまくいかない、集団になじめない、家庭内トラブルがあるなど複合的な理由の結果として、頭痛、腹痛、体調等を訴えている児童生徒も多くいると思われるので、不登校の数が減っていることに関連があるとも考えられる。 内訳のその他については、インターナショナルスクールやフリースクールに通う児童が増加しているのも一因として挙げられる。不登校や病気の理由の中で、家庭内不和や家庭の方針、大事を取って休ませるとか、家庭が学校に行かせる気がないなどの理由も多く見られることも課題と考えられる。長期欠席の人数や不登校の人数について大幅な増加は見られなくなったものの、学びにつながるきっかけがつかめない状況が長く続いている児童生徒が多くいるということはまだ変わらないので、今後もしっかりと対応していく必要があると考えている。 ② 教育相談室相談件数については令和6年度は2,924件と前年度より803件減少した。月別では、毎年6月と10月に相談件数が増えるという状況が見られる。相談種別が令和6年度より新しい分類となったため、前年度との比較が難しいところではあるが、項目が変わらなかったところで不登校の相談が313件減っている。各学校において校内支援ルームの整備や、それに準ずる取組、また相談体制が整ってきていることが背景として考えられる。 いじめに関する相談は87件と昨年度の約2倍になっている。これはいじめ防止対策推進法の理解が進み、い
------	---

		じめを積極的に認知していることによるものとも考えられる。 学業・進路に関する相談は813件と大幅に増加している。 発達障害に関する相談件数は113件と大幅に減少したが、不登校、いじめ、学業・進路の相談内容と関連のあるケースが多く見られるため、一概に減っているとは言えないと考えている。今後も学校、関係機関等と連携しながら、子供や保護者に寄り添った支援を行っていききたい。 ③ 令和6年度学校カウンセラー相談件数についてである。児童生徒の発達やいじめ、集団不適応、不登校の問題等の解決を図るため、臨床心理に関し高度に専門的な知識、経験を有する心理士3名を年間50回、合計150回、学校カウンセラーとして教育相談室に配置している。 令和6年度の相談実績については、学校生活に関するものが多く、次いで発達障害、不登校に関する相談が多い状況となっている。学校生活における悩みの体験は、学習のしにくさ、生活のしにくさ等、児童生徒自身の課題があるものも多くあるため、専門性を生かし、発達検査をするなどして児童生徒の特性について保護者に経緯を説明し、支援につなげているところである。 学務課から3件報告があったが、本件について質疑等はあるか。 全国的に不登校の児童生徒が多いのは、コロナ禍の後遺症でやむを得ないところがあると思うが、久しぶりに見て驚いたのは、小学校低学年が多いことである。私が担当しているときには、低学年はこんなにいなかった。4年生ぐらいから急に増えるという感じで、中学校はこのくらいの数字だと思うが、小学校の低学年で50日以上欠席している児童がこれだけいると、これはなかなか深刻かなというふうに思うが、低学年が増えてきている要因は、どのようにとらえているか。 低学年については、昨年度から特に大幅に増えたなという印象がある。児童が体調不良を訴えると保護者が発熱とか決定的なものがなくても体調が悪いからと学校を休ませる。欠席に対してコロナ禍から結構ハードルが下がってきている。最初は体調不良がきっかけだったかもしれないが、そこからだんだん学校へ行かない状況が続いているという子も多く見受けられるという印象がある。 今、社会的に学校に行かなければならないということに対しての風潮が変わっていて、学校に行かないことも生き方の一つの選択であるという風潮になっていることは事実だと思うが、低学年で休んでいる子たちが3年や4年、5年や6年や中学校になって学校に行くようにな
	教育長	
	委員	
	教育相談センター室長	
	委員	

その他	教育長 委員	るというのは、すごくハードルが高い。親の指導のところがすごく重要になると思う。これは何十年来変わらないが、相談室への相談件数は6月から件数が増えるというのが顕著であるし、いじめ問題も不登校問題も6月が一番の課題だとセンターでも分析していると思うので、来月は勘どころかなと思う。低学年も休み始めたところで少し刺激を与えていただくとよいのかなと思う。 その他、提言あるいは意見等あるか。 ここ数年、この時期に今年最初の真夏日というような気候になり、昔とは全く違う。梅雨の雨もゲリラ豪雨になったり現場の先生方も本当に大変だと思う。熱中症対策を講じてもらいたい。調子が悪い子もいると思う。先生方は大変だと思うが、子供たち、先生方も健康管理に注意して頑張っていたきたい。
閉会	教育長	その他に特になければ、次回の会議日程を確認する。 令和7年第6回定例会を令和7年6月26日木曜日、午後4時15分から市役所本庁舎3階の302会議室で開催する。 これをもって、令和7年第5回新座市定例教育委員会を閉会する。 午後3時50分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記